

改正

昭和56年7月1日規則第36号
昭和57年3月29日規則第18号
昭和57年4月23日規則第40号
昭和58年3月30日規則第27号
昭和59年3月30日規則第27号
昭和60年4月1日規則第21号
昭和63年3月29日規則第20号
昭和63年4月30日規則第44号
平成元年3月22日規則第19号
平成3年3月26日規則第15号
平成3年5月21日規則第39号
平成3年12月20日規則第68号
平成5年3月26日規則第11号
平成6年3月25日規則第14号
平成7年3月17日規則第14号
平成8年1月23日規則第2号
平成8年3月22日規則第14号
平成9年3月21日規則第10号
平成9年4月1日規則第44号
平成10年3月24日規則第29号
平成11年4月27日規則第54号
平成12年3月31日規則第75号
平成12年5月30日規則第103号
平成13年4月1日規則第55号
平成14年12月24日規則第86号
平成16年3月19日規則第19号
平成16年4月27日規則第46号
平成16年12月20日規則第72号
平成17年3月22日規則第13号
平成17年7月8日規則第58号
平成18年5月26日規則第80号
平成20年2月29日規則第12号
平成21年7月21日規則第62号
平成22年5月25日規則第42号
平成23年3月22日規則第7号
平成25年2月1日規則第4号
平成25年3月22日規則第49号
平成26年3月25日規則第22号
平成29年3月17日規則第9号

山形県都市公園条例施行規則をここに公布する。

山形県都市公園条例施行規則

山形県都市公園条例施行規則（昭和48年12月県規則第75号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）の規定に基づき、都市公園の管理及び条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（特定公園施設の設置基準）

第2条 条例第1条の5第1項の規定による基準は、別表第1のとおりとする。

(有料公園施設の使用日及び使用時間)

第3条 条例第15条の規定により指定管理者が都市公園の管理を行う場合（以下「指定管理者が管理を行う場合」という。）を除き、有料公園施設の使用日及び使用時間は、別表第1の2のとおりとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、これらを変更することができる。

(書類の提出)

第4条 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）、条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、次条から第7条までの申請書にあつては正副2部、その他の書類にあつては1部とし、県民緑地及び県政史緑地に係る書類を除き、都市公園の所在地を所管する総合支庁長を経由しなければならない。

(公園施設の設置の許可の申請等)

第5条 次の各号に掲げる申請書は、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 法第5条第1項の規定による公園施設の設置の許可の申請書 別記様式第1号
 - (2) 法第5条第1項の規定による公園施設の管理の許可の申請書 別記様式第2号
 - (3) 法第5条第1項の規定による許可を受けた事項の変更の許可の申請書 別記様式第3号
 - (4) 法第6条第2項の規定による都市公園の占用の許可の申請書 別記様式第4号
 - (5) 法第6条第3項の規定による許可を受けた事項の変更の許可の申請書 別記様式第5号
- (行為の許可の申請等)

第6条 条例第5条第1項の規定による行為の許可を受けようとする者は、指定管理者が管理を行う場合を除き、別記様式第6号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 条例第5条第1項の規定による許可を受けた行為の内容の変更の許可を受けようとする者は、指定管理者が管理を行う場合を除き、別記様式第7号による申請書を知事に提出しなければならない。

(有料公園施設の使用の許可の申請等)

第7条 条例第6条第1項の規定による有料公園施設（庄内空港緩衝緑地及び弓張平公園に設けられたオートキャンプ場を除く。次項において同じ。）の使用の許可を受けようとする者は、指定管理者が管理を行う場合を除き、当該有料公園施設の全部又は一部を単独で使用しようとする場合に限り、別記様式第8号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の許可を受けた者（有料公園施設の全部又は一部を単独で使用しようとする者に限る。）は、指定管理者が管理を行う場合を除き、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、別記様式第9号による申請書を知事に提出してその許可を受けなければならない。

(許可証の交付)

第8条 知事は、前3条の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る許可をしたときは、当該申請書の副本に許可したことを証して、これを申請者に交付する。

2 知事は、前条第1項の申請書の提出があつた場合を除き、条例第6条第1項の規定により許可をしたときは、当該許可に係る有料公園施設の使用券を申請者に交付する。

(使用料の額)

第9条 条例第10条第2項の規定による法第5条第1項の許可を受けて公園施設を設け、又は管理する場合の使用料の額は、別表第2のとおりとする。

2 条例第10条第2項の規定による条例第5条第1項の許可を受けて山形県総合運動公園の陸上競技場又は中山公園の野球場に常時広告物を表示する場合の使用料の額は、別表第3のとおりとする。

3 条例第10条第2項の規定による有料公園施設を使用する場合の使用料の額は、別表第4のとおりとする。

(使用料の減免)

第10条 条例第11条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、別記様式第10号による申請書を知事に提出しなければならない。

(届出)

第11条 次の各号に掲げる届出は、当該各号に定める様式による届出書を提出して行うものとする。

- (1) 条例第14条第1項第1号の規定による届出 別記様式第11号
- (2) 条例第14条第1項第2号の規定による届出 別記様式第12号
- (3) 条例第14条第1項第3号の規定による届出 別記様式第13号
- (4) 条例第14条第2項の規定による届出 別記様式第14号

(工作物等を保管した場合の掲示の場所)

第12条 条例第14条の2第2項第1号に規定する規則で定める場所は、工作物等（法第27条第1項に規定する工作物等をいう。以下同じ。）の置かれていた場所とする。ただし、これにより難しい場合は、工作物等の置かれていた都市公園の区域内であって、当該場所に隣接した場所、管理事務所、掲示板その他適当と認められる場所とする。

附 則

この規則は、昭和55年6月8日から施行する。

附 則（昭和56年7月1日規則第36号）

この規則は、昭和56年7月10日から施行する。

附 則（昭和57年3月29日規則第18号）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月23日規則第40号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年3月30日規則第27号）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月30日規則第27号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年3月29日規則第20号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月30日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年3月22日規則第19号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月26日規則第15号）

この規則は、平成3年6月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定及び別表第3の改正規定（山形県総合運動公園に係る部分を除く。）は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年5月21日規則第39号）

この規則は、平成3年6月1日から施行する。

附 則（平成3年12月20日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、山形県都市公園条例の一部を改正する条例（平成3年12月県条例第74号）附則ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

附 則（平成5年3月26日規則第11号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月25日規則第14号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第3の改正規定中次の各号に掲げる部分は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 庄内空港緩衝緑地のオートキャンプ場に関する部分 平成6年4月23日

(2) 山形県総合運動公園の屋外プールに関する部分 平成6年7月3日

附 則（平成7年3月17日規則第14号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年1月23日規則第2号）

この規則は、平成8年2月1日から施行する。

附 則（平成8年3月22日規則第14号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月21日規則第10号）

（施行期日）

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定並びに別表第1及び別表第

3の改正規定中弓張平公園のオートキャンプ場及びパターゴルフ場に関する部分は、山形県都市公園条例の一部を改正する条例（平成9年3月県条例第31号）附則ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成9年4月1日前に知事がした都市公園法第6条第1項の規定による都市公園の占用の許可、山形県都市公園条例第5条第1項の規定による行為の許可及び同条例第6条第1項の規定による有料公園施設の使用の許可で中山公園及び弓張平公園に係るものは、同日以後においては、中山町長又は西川町長がしたものとみなす。

（市町村長に対する事務委任規則の一部改正）

- 3 市町村長に対する事務委任規則（昭和56年3月県規則第7号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（平成9年4月1日規則第44号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月24日規則第29号）

この規則は、平成10年6月1日から施行する。

附 則（平成11年4月27日規則第54号）

この規則は、平成11年6月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第75号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年5月30日規則第103号）

この規則は、平成12年6月1日から施行する。

附 則（平成13年4月1日規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年12月24日規則第86号）

この規則は、平成15年1月15日から施行する。ただし、別表第1及び別表第3の改正規定中最上川ふるさと総合公園に関する部分は、同月10日から施行する。

附 則（平成16年3月19日規則第19号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月27日規則第46号）

この規則は、平成16年5月1日から施行する。

附 則（平成16年12月20日規則第72号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月22日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年7月8日規則第58号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条、第6条及び第7条の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月26日規則第80号）

この規則は、平成18年6月10日から施行する。ただし、別表第1山形県総合運動公園の項及び別表第4第1項の表山形県総合運動公園の項の改正規定は、同年7月1日から施行する。

附 則（平成20年2月29日規則第12号）

1 この規則は、平成20年3月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

附 則（平成21年7月21日規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年5月25日規則第42号）

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成23年3月22日規則第7号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月1日規則第4号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日規則第49号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日規則第22号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第1の2及び別表第4の改正規定中蔵王みはらしの丘ミュージアムパークのスケートパークに関する部分は、山形県都市公園条例の一部を改正する条例（平成26年3月県条例第47号）附則ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

附 則（平成29年3月17日規則第9号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1

1 園路及び広場

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。

ロ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。

ハ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ニ ホに掲げる場合を除き、車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が通過する際に支障となる段がないこと。

ホ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。

(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。

ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

ニ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

ホ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(3) 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ロ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

ハ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ニ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ホ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

へ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により

傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であつて、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもつてこれに代えることができる。

(5) 傾斜路（階段若しくは段に代わり、又はこれらに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。

ロ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

ハ 横断勾配は、設けないこと。

ニ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ホ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。

ヘ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ト 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び同令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(7) 次項から第7項までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。

2 屋根付広場

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(2) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

3 休憩所及び管理事務所

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(イ) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

(ロ) (ハ)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(ハ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(ニ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

a 幅は、80センチメートル以上とすること。

b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

ロ カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

ハ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

ニ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第6項第2号から第6号までに規定する基準に適合するものであること。

(2) 前号の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理

事務所について準用する。この場合において、同号中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

4 野外劇場及び野外音楽堂

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 出入口は、第2項第1号に規定する基準に適合するものであること。
 - ロ 出入口とハに規定する車いす使用者用観覧スペース及びニの便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - (イ) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。
 - (ロ) (ハ)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
 - (ハ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
 - (ニ) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
 - (ホ) 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
 - (ヘ) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他的高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
 - ハ 当該野外劇場の収容定員が200以下の場合には当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車いす使用者用観覧スペース」という。）を設けること。
 - ニ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第6項第2号から第6号までに規定する基準に適合するものであること。
- (2) 車いす使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。
 - ロ 車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。
 - ハ 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車いす使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。
 - (3) 前2号の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

5 駐車場

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。
- (2) 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 幅は、350センチメートル以上とすること。
 - ロ 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。

6 便所

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
 - ロ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。
 - ハ ロの規定により設けられる小便器には、手すりも設けられていること。
- (2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、

そのうち1以上は、前号に規定する基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

ロ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

(3) 前号イの便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(イ) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(ロ) (ハ)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(ハ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

(ニ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

(ホ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

a 幅は、80センチメートル以上とすること。

b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

ロ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(4) 第2号イの便房は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ロ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

ハ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

ニ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

(5) 第3号イ(イ)及び(ホ)並びにロの規定は、前号の便房について準用する。

(6) 第3号イ(イ)から(ハ)まで及び(ホ)並びにロ並びに第4号ロからニまでの規定は、第2号ロの便所について準用する。この場合において、第4号ロ中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

7 水飲場及び手洗場

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。

(2) 前号の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

8 掲示板及び標識

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。

ロ 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。

(2) 前号の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。

(3) 前各項及び前2号の規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第1項の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けること。

別表第1の2

施設		使用日	使用時間
悠創の丘	展示研修施設	1月4日から12月28日まで (月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。))	午前9時から午後5時まで

		であるときは、その直後の休日でない日)を除く。)	
蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク	スケートパーク グラウンド・ゴルフ場 多目的広場	4月1日から11月30日まで	午前9時から午後5時まで
庄内空港緩衝緑地	オートキャンプ場	4月の第4土曜日から11月3日又は同月の第1日曜日のうちいずれか遅い日まで	宿泊を伴わない使用にあつては午前9時から午後4時まで、宿泊を伴う使用にあつては午後1時から翌日の午前11時まで
	テニスコート	4月1日から11月30日まで	午前9時から午後6時(9月1日から11月30日までの間にあつては、午後4時30分)まで
	多目的広場 アーチェリー場	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後4時30分(4月1日から8月31日までの間にあつては、午後6時)まで
最上中央公園	屋内多目的施設	1月4日から12月28日まで (火曜日(火曜日が休日であるときは、その直後の休日でない日)を除く。)	午前9時から午後10時まで
最上川ふるさと総合公園	展示研修施設 スケートパーク	1月4日から12月28日まで (月曜日(月曜日が休日であるときは、その直後の休日でない日)を除く。)	午前9時から午後9時まで
山形県総合運動公園	陸上競技場 サブグラウンド 総合体育館 テニスコート サッカー場 ラグビー場 野球場 運動広場 第2運動広場 第3運動広場 屋内多目的コート	1月4日から12月28日まで (月曜日(月曜日が休日であるときは、その直後の休日でない日)を除く。)	サブグラウンド、サッカー場、ラグビー場、野球場、運動広場及び第3運動広場にあつては午前9時から午後5時まで、陸上競技場、総合体育館、テニスコート、第2運動広場及び屋内多目的コートにあつては午前9時から午後9時まで
	屋外プール	7月の第2土曜日から8月の第4日曜日まで	午前10時から午後6時まで
中山公園	野球場 第2野球場	1月4日から12月28日まで (月曜日(月曜日が休日であるときは、その直後の休日でない日)を除く。)	野球場にあつては午前9時から午後9時まで、第2野球場にあつては午前5時から午後8時まで
	運動広場	4月1日から11月30日まで	午前5時から午後8時まで
弓張平公園	オートキャンプ場 テニスコート 陸上競技場 野球場 運動広場 パターゴルフ場 体育館 屋根付広場	6月1日から10月31日まで	午前9時から午後4時30分まで (オートキャンプ場の使用であつて、宿泊を伴わないものにあつては午前9時から午後4時まで、宿泊を伴うものにあつては午後1時から翌日の午前11時まで、体育館及び屋根付広場にあつては午前9時から午後5時まで

別表第2

法第5条第1項の許可を受けて公園施設を設け、又は管理する場合の使用料

区分	単位	金額
公園施設の設置	1平方メートル1月につき	170円
公園施設の管理	1平方メートル1月につき	670円

備考 使用面積又は使用期間が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。

別表第3

常時広告物を表示する場合の使用料

施設	区分	単位	金額
山形県総合運動公園の陸上競技場	メインスタンド観覧席最上部フェンス	1広告物1平方メートル1年につき	51,000円
	メインスタンド観覧席ゲート上部	1広告物1平方メートル1年につき	51,000円
	フィールドゲート上部	1広告物1平方メートル1年につき	51,000円
中山公園の野球場	外野フェンス	1広告物1平方メートル1年につき	51,000円
	内野フェンス	1広告物1平方メートル1年につき	40,800円

別表第4

有料公園施設を使用する場合の使用料

1 主要施設使用料

施設	区分	使用料の額				
		午前9時から午前9時の時間	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで 午後5時以降の時間	
悠創の丘 展示研修施設	展示室1	入場料金を領収しない場合	540円	720円	1,440円	
		入場料金を領収する場合	2,190円	2,920円	5,840円	
	展示室2	入場料金を領収しない場合	390円	520円	1,040円	
		入場料金を領収する場合	1,590円	2,120円	4,240円	
	研修室		1時間当たり			410円
蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク	スケートパーク	全部児童生徒等のみが使用する場合	1日当たり			10,000円
		上記以外の場合	1日当たり			20,000円
	全部を単独使用する場 合	全部児童生徒等のみが使用する場合	1人1日当たり			130円
		上記以外の場合	1人1日当たり			260円
		上記以外の場合				
グラウンド	全部児童生徒等のみが使用する場合	1日当たり			4,000円	
	上記以外の場合	1日当たり			8,000円	

	ド・ゴルフ場	独	で																							
		用	する																							
	上	記	以	外	の	場	合																			
							合																			
多	目	的	広	場	児童生徒等のみが使用する場合	1日当たり	2,000円																			
					上記以外の場合	1日当たり	4,000円																			
庄内空港緩衝緑地	オートキャンプ場	入	場	児童生徒等（幼稚園の幼児及びこれに準ずる者を除く。）	1人1回当たり	200円																				
				児童生徒等以外の者	1人1回当たり	400円																				
		テ	ン	ト	宿泊を伴わない使用	1区画1回当たり	1,120円																			
					宿泊を伴う使用	1区画1泊当たり	3,160円																			
	テ	ニ	ス	コ	ー	ト	児童生徒等のみが使用する場合	1面1時間当たり	260円																	
							上記以外の場合	1面1時間当たり	520円																	
	多	目	的	広	場	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	260円																		
						上記以外の場合	1時間当たり	520円																		
	アーチェリー場	全	部	を	単	独	で	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	1,300円																
								使用する場合	上記以外の場合	1時間当たり	2,600円															
上		記	以	外	の	場	合	児童生徒等が使用する場合	1人1回当たり	200円																
								上記以外の場合	1人1回当たり	400円																
最上中央公園	屋	内	多	目	的	設	全	部	を	単	独	で	使	用	す	る	場	合	アマチユアス金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	880円				
																			上記以外の場合	1時間当たり	1,760円					
							入	場	料	金	を	領	収	す	る	場	合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	1,750円						
																		上記以外の場合	1時間当たり	3,500円						
							ア	マ	チ	ユ	ア	ス	入	場	料	金	を	領	収	し	な	い	場	合	1時間当たり	8,770円

				ポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収する場合	1時間当たり	35,090円			
				半面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	440円			
				上記以外の場合		1時間当たり	880円			
最川と合園	上展 示 企 画 ふ 研 修 展 示 る さ 施設 室 と 総 研 修 合 公 室			入場料金を領収しない場合		1時間当たり	120円			
				入場料金を領収する場合		1時間当たり	490円			
	スケートパーク				全部を単独で使用する場合		1日当たり	19,380円		
					上記以外の場合		1日当たり	38,760円		
					上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合		1人1日当たり	260円	
						上記以外の場合		1人1日当たり	520円	
	山形総運動園	陸上競技場			アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	1,010円	
上記以外の場合							1時間当たり	2,020円		
入場料金を領収する場合							児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	2,020円	
							上記以外の場合	1時間当たり	4,040円	
アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合							入場料金を領収しない場合	1時間当たり	10,100円	
							入場料金を領収する場合	1日当たり最高入場料金の250人分に相当する額（その額が40,390円に使用時間数を乗じて得た額に満たない場合は、1時間当たり40,390円）		
上記以外の場合							児童生徒等が使用する	1人1時間当たり	50円	

		合	上記以外の場合	1人1時間当たり	100円	
サブグラウンド	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり	480円	
		上記以外の場合		1時間当たり	960円	
		児童生徒等が使用する場合		1人1時間当たり	50円	
		上記以外の場合		1人1時間当たり	100円	
総合体育館	アリーナ全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	1,180円
				上記以外の場合	1時間当たり	2,360円
			入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	2,370円
				上記以外の場合	1時間当たり	4,740円
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料金を領収しない場合	1時間当たり	11,830円	
			入場料金を領収する場合	1時間当たり	47,330円	
		半面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり	590円
				上記以外の場合	1時間当たり	1,180円
			4分の1面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	300円
				上記以外の場合	1時間当たり	600円
上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	1人1時間当たり	30円			
	上記以外の場合	1人1時間当たり	60円			
サブアリーナ	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	450円

		合		上記以外の場合	1時間当たり	900円
			入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	900円
				上記以外の場合	1時間当たり	1,800円
		アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり	4,490円
			入場料金を領収する場合		1時間当たり	17,950円
	半面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり	220円
				上記以外の場合	1時間当たり	440円
	4分の1面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり	110円
				上記以外の場合	1時間当たり	220円
	上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合			1人1時間当たり	30円
				上記以外の場合	1人1時間当たり	60円
柔道場	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	450円
				上記以外の場合	1時間当たり	900円
			入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	900円
				上記以外の場合	1時間当たり	1,800円
		アマチュア	入場料金を領収		1時間当たり	4,490円

		ユアスポーツ以外の用途に使用する場合	しない場合 入場料金を領収する場合	1時間当たり	17,950円	
	半面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり	220円	
			上記以外の場合	1時間当たり	440円	
	上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合		1人1時間当たり	20円	
			上記以外の場合	1人1時間当たり	40円	
剣道場	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	450円
				上記以外の場合	1時間当たり	900円
			入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	900円
				上記以外の場合	1時間当たり	1,800円
			アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合	1時間当たり	4,490円
				入場料金を領収する場合	1時間当たり	17,950円
	半面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり	220円	
			上記以外の場合	1時間当たり	440円	
	上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合		1人1時間当たり	20円	
			上記以外の場合	1人1時間当たり	40円	
屋内プール	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり	1,960円	
			上記以外の場合	1時間当たり	3,920円	
	半面を	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	980円		

		単独で使用する場合		
		上記以外の場合	1時間当たり	1,960円
		上記以外の児童生徒等が使用する場合	回数券による使用の場合	1人11回当たり
		上記以外の場合	1人1回当たり	140円
		上記以外の児童生徒等が使用する場合	回数券による使用の場合	1人11回当たり
		上記以外の場合	1人1回当たり	280円
テニスコート		児童生徒等のみが使用する場合	1面1時間当たり	260円
		上記以外の場合	1面1時間当たり	520円
屋外レクリエーションプール	児童生徒等が使用する場合	20人以上の団体で使用する場合	1人1回当たり	330円
	上記以外の場合	1人1回当たり	410円	
	上記以外の児童生徒等が使用する場合	20人以上の団体で使用する場合	1人1回当たり	660円
	上記以外の場合	1人1回当たり	820円	
50メートルプール	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	1,790円
	上記以外の場合	1時間当たり	3,580円	
	上記以外の児童生徒等が使用する場合	1人1回当たり	100円	
	上記以外の場合	1人1回当たり	200円	
サッカー場	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	520円	
	上記以外の場合	1時間当たり	1,040円	
ラグビー場	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	520円	
	上記以外の場合	1時間当たり	1,040円	
野球場	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	520円	
	上記以外の場合	1時間当たり	1,040円	
運動広場	全部を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	370円
	上記以外の場合	1時間当たり	740円	
	半面を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	180円
	上記以外の場合	1時間当たり	360円	
第2運動広場	全部を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	510円
	上記以外の場合	1時間当たり	1,020円	
	半面を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	260円
	上記以外の場合	1時間当たり	520円	
第3運動広場	広場1	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	520円

屋内多目的コート	広場2	上記以外の場合		1時間当たり	1,040円	
		児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり	520円	
	全部を単独で使用する場合	上記以外の場合		1時間当たり	1,040円	
		アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	1,880円
				上記以外の場合	1時間当たり	3,760円
			入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	3,750円
				上記以外の場合	1時間当たり	7,500円
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり	18,770円
			入場料金を領収する場合		1時間当たり	75,070円
		4分の3面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり	1,410円
			上記以外の場合		1時間当たり	2,820円
		3分の2面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり	1,240円
	上記以外の場合		1時間当たり	2,480円		
	半面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり	940円	
		上記以外の場合		1時間当たり	1,880円	
	3分の1面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり	620円	
上記以外の場合		1時間当たり	1,240円			
4分の1面を	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり	470円		

				840円	2,620円	3,440円	6,900円	840円
	アマチュアスポーツ	平日の場合		1時間当たり 1,620円				1時間当たり 2,310円
	以外の用途に使用する場合	土曜日等の場合		1時間当たり 1,900円				1時間当たり 2,740円
運動広場	アマチュアスポーツに使用する場合	全部を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 350円				1時間当たり 350円
			上記以外の場合	1時間当たり 700円				1時間当たり 700円
	半面を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 170円					1時間当たり 170円
		上記以外の場合	1時間当たり 340円					1時間当たり 340円
	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	平日の場合		1時間当たり 1,040円				1時間当たり 1,620円
		土曜日等の場合		1時間当たり 1,310円				1時間当たり 2,030円

弓張平公園	オートキャンプ場	入場	児童生徒等（幼稚園の幼児及びこれに準ずる者を除く。）	1人1回当たり	260円
			児童生徒等以外の者	1人1回当たり	520円
	テントサイトの使用	駐車場を併設するもの使用	宿泊を伴わない使用	1区画1回当たり	2,040円
			宿泊を伴う使用	1区画1泊当たり	4,080円
		駐車場を併設しないもの使用	宿泊を伴わない使用	1区画1回当たり	1,530円
			宿泊を伴う使用	1区画1泊当たり	3,060円
	コテージの使用	宿泊を伴わない使用	1棟1回当たり	5,100円	
			宿泊を伴う使用	1棟1泊当たり	10,200円
	テニスコート	児童生徒等のみが使用する場合	1面1時間当たり	230円	
		上記以外の場合	1面1時間当たり	460円	
陸上競技場	全部を	児童生徒等のみが使用	1時間当たり	480円	

		単独で使用する	する場合		
		する場合	上記以外の場合	1時間当たり	960円
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する	1人1時間当たり	50円
			場合	上記以外の場合	1人1時間当たり
野球場		児童生徒等のみが使用する		1時間当たり	300円
		場合		1時間当たり	600円
運動広場		児童生徒等のみが使用する		1時間当たり	230円
		場合		1時間当たり	460円
パターゴルフ場		児童生徒等が使用する		1人1回当たり	260円
		場合		1人1回当たり	520円
体育館	アリーナ	全部を単独で使用する	児童生徒等のみが使用する	1時間当たり	240円
		場合	上記以外の場合	1時間当たり	480円
		半面を単独で使用する	児童生徒等のみが使用する	1時間当たり	120円
		場合	上記以外の場合	1時間当たり	240円
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する	1人1時間当たり	30円
		上記以外の場合	1人1時間当たり	60円	
	軽運動室	全部を単独で使用する	児童生徒等のみが使用する	1時間当たり	240円
			場合	1時間当たり	480円
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する	1人1時間当たり	30円
			場合	1人1時間当たり	60円
屋根付広場	全部を単独で使用する	児童生徒等のみが使用する	1時間当たり	240円	
		場合	1時間当たり	480円	
	上記以外の場合	児童生徒等が使用する	1人1時間当たり	30円	
		場合	1人1時間当たり	60円	

(注) 中山公園の野球場を職業野球に使用する場合(入場料金を領収しない場合に限る。)の使用料については、この表により算出した額が1日につき142,800円を超える場合には、142,800円とする。

2 附属施設及び器具使用料

区分	単位	金額		
		アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	
庄内空	オート	温水シャワー	1回につき	100円

港 緩 衝 緑 地	キャン プ 場	洗濯機	1 回につき		100円	
		衣類乾燥機	1 回につき		100円	
	テニ ス コ ー ト	温水シャワー	1 回につき		100円	
		会議室	1 時間につき		310円	
最 上 中 央 公 園	屋 内 多 目 的 施 設	会議室	1 時間につき	200円	410円	
		放送設備	1 時間につき	50円	100円	
		テニス用具	一式 1 時間につき	50円		
		ミニサッカー用具	一式 1 時間につき	100円		
		ゲートボール用具	一式 1 時間につき	50円		
山 形 県 総 合 運 動 公 園	陸 上 競 技 場	トレーニング室	児童生徒等が使用する 場合	1 人 1 時間につき	50円	
			上記以外の場合		100円	
		雨天走路	児童生徒等が使用する 場合	1 人 1 時間につき	40円	
			上記以外の場合		90円	
		会議室	1 室 1 時間につき	160円	320円	
		温水シャワー	1 回につき		110円	
		放送設備	1 時間につき	420円	840円	
		運動用具（陸上競技用具を除く。）	1 競技一式 1 時間につき	100円		
		陸上競技用具	1 品 1 時間につき	20円		
			一式 1 時間につき	1,800円		
		夜間照明施設	1,500ルクスの 照明 1 時間につき	31,110円	155,550円	
			1,000ルクスの 照明 1 時間につき	20,740円	103,680円	
			750ルクスの照 明 1 時間につき	15,560円	77,780円	
			300ルクスの照 明 1 時間につき	6,220円	31,110円	
			150ルクスの照 明 1 時間につき	3,110円	15,560円	
		電光掲示板	入場料金を領収しな い場合	1 時間につき	5,800円	9,630円
			入場料金を領収する 場合		9,630円	17,280円

サブグラウンド	運動用具（陸上競技用具を除く。）		1 競技一式 1 時間につき	100円		
	陸上競技用具		1 品 1 時間につき	20円		
			一式 1 時間につき	1,460円		
総合体育館	トレーニング室	児童生徒等が使用する 場合	回数券による使用 の場合	1 人 11時間につき	500円	
			上記以外 の場合	1 人 1 時間につき	50円	
		上記以外 の場合	回数券による使用 の場合	1 人 11時間につき	1,000円	
			上記以外 の場合	1 人 1 時間につき	100円	
	体力測定室	児童生徒等が使用する 場合		1 人 1 回につき	60円	
			上記以外の場合		110円	
	合宿所	児童生徒等が使用する 場合		1 人 1 泊につき		450円
			上記以外の場合			910円
	浴室		回数券による使用の 場合	1 人 11回につき		1,100円
			上記以外の場合	1 人 1 回につき		110円
	温水シャワー			1 回につき		110円
	洗濯機			1 回につき		100円
	衣類乾燥機			1 回につき		100円
	大会議室	1 室を単独で使用する 場合		1 時間につき	320円	630円
			2 分の 1 室を単独で 使用する場合		160円	320円
	会議室			1 室 1 時間につき	140円	290円
	和会議室			1 室 1 時間につき	150円	310円
	大会議室の放送設備			1 時間につき	30円	60円
	アリーナ	展示ロビー	入場料金を領収しない 場合	1 時間につき		140円
			入場料金を領収する 場合			570円
ホワイエ		入場料金を領収しない 場合	1 時間につき		380円	
		入場料金を領収する 場合			1,510円	
会議室 A 1			1 室 1 時間につき	140円	290円	

会議室A 2	1 室 1 時間につき	140円	290円
会議室A 3	1 室 1 時間につき	60円	120円
会議室A 4	1 室 1 時間につき	120円	240円
舞台音響設備	1 時間につき	1,000円	2,000円
放送設備	1 時間につき	420円	840円
得点表示板	1 時間につき	260円	
バスケットボール用具	一式 1 時間につき	140円	
バレーボール用具	一式 1 時間につき	50円	
バレーボール用タラフレックスコート	1 枚 1 時間につき	210円	
テニス用具	シートを使用する場合	一式 1 時間につき	160円
	上記以外の場合	一式 1 時間につき	50円
バドミントン用具	シートを使用する場合	一式 1 時間につき	140円
	上記以外の場合	一式 1 時間につき	30円
卓球用具	一式 1 時間につき	30円	
ハンドボール用具	一式 1 時間につき	50円	
体操競技用具	平行棒	一式 1 時間につき	40円
	ゆか	一式 1 時間につき	130円
	平均台	一式 1 時間につき	50円
	新体操	一式 1 時間につき	270円
	上記以外の種目	1 種目一式 1 時間につき	30円
	全種目	一式 1 時間につき	830円
トランポリン用具	一式 1 時間につき	100円	
レスリング用具	一式 1 時間につき	200円	
つなひき用具	一式 1 時間につき	200円	
ポータブルステージ	一式 1 時間につき	630円	1,260円
	1 台	10円	20円

			1時間につき		
		スタッキングチェア	一脚 1日につき	10円	20円
		フロアシート	一枚 1日につき	50円	100円
サブアリーナ		舞台音響設備	1時間につき	190円	390円
		放送設備	1時間につき	110円	220円
		バスケットボール用具	一式 1時間につき	140円	
		バレーボール用具	一式 1時間につき	50円	
		バドミントン用具	一式 1時間につき	30円	
		卓球用具	一式 1時間につき	30円	
		トランポリン用具	一式 1時間につき	100円	
		低式平均台用具	一式 1時間につき	30円	
		とび箱用具	一式 1時間につき	30円	
	柔道場 剣道場		放送設備	1時間につき	30円
		柔道用具	一式 1時間につき	30円	
		空手用具	一式 1時間につき	160円	
屋内ホール		放送設備	1時間につき	40円	80円
		会議室P 1	1室 1時間につき	260円	510円
		会議室P 2	1室 1時間につき	60円	120円
テニスコート		温水シャワー	1回につき		100円
		会議室	1室 1時間につき		620円
		放送設備	1時間につき	70円	
		夜間照明施設	テニスコート 1面の照明 1時間につき	730円	
屋外ホール		会議室	1室 1時間につき		660円
サッカー場		温水シャワー	1回につき		100円
		放送設備	1時間につき	50円	
野球場		スコアボード	1時間につき	550円	
		放送設備	1時間につき	50円	
運動広場		運動用具	1競技一式 1時間につき	100円	
第2運動広場		夜間照明施設	全灯使用 1時間につき	3,530円	

				1 / 2 灯使用 1 時間につき	1,760円		
屋内多 目的コ ート		会議室		1 室 1 時間につき	120円	240円	
		放送設備		1 時間につき	50円	100円	
		テニス用具		一式 1 時間につき	50円		
		ミニサッカー用具		一式 1 時間につき	100円		
		ゲートボール用具		一式 1 時間につき	50円		
		ハンドボール用具		一式 1 時間につき	50円		
		中山公 園	山形県 野球場	室内練 習場	1 室を単独 で使用す る場合	児童生徒等のみが使用する場合	1 時間につき
上記以外の場合						700円	
上記以外 の場合	幼稚園の幼児、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者が使用する場合				午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで及び午後 5 時から	50円	
	高等学校の生徒又はこれに準ずる者が使用する場合				午後 9 時まで、それぞれ 1 人 1 回につき	70円	
	児童生徒等以外の者が使用する場合				130円		
合宿所	児童生徒等が使用する場合			1 人	360円		
				1 泊につき	480円		
上記以外の場合							
会議室				1 室 1 時間につき	290円	570円	
浴室				1 回	1,700円	2,120円	
温水シャワー				1 回	1,430円	1,710円	
食堂				1 時間につき	290円	570円	
厨（ちゅう）房				1 賄いにつき	560円（1 賄いにつき 1,130 円を超える場合は、1,130 円）	1,120円（1 賄いにつき 2,260 円を超える場合は、2,260 円）	
スコアボード				1 時間につき	680円	1,360円	
放送設備				1 時間につき	430円	860円	
ピッチングマシン				1 台 1 時間につき	430円		
夜間照明施設				全灯使用 1 時間につき	23,460円	150,960円	
				2 / 3 灯使用 1 時間につき	15,500円		
				1 / 2 灯使用 1 時間につき	11,730円		

			1 / 3灯使用 1時間につき	7,750円	
	第2野 球場	スコアボード	1時間につき	210円	430円
		放送設備	1時間につき	210円	430円
弓張平 公園	オート キャン プ場	温水シャワー	1回につき		100円
		洗濯機	1回につき		100円
		衣類乾燥機	1回につき		100円
		ガスコンロ	1回につき		10円
	テニス コート	温水シャワー	1回につき		170円
	陸上競 技場 野球場 運動広 場	温水シャワー	1回につき		100円
		会議室1	1室1時間 につき		240円
		会議室2	1室1時間 につき		120円
		和会議室	1室1時間 につき		390円

(注) 合宿所を県外に住所を有する者が使用する場合は、所定の使用料の額に200円を加算した額とする。

3 電気等消費及び暖冷房使用に係る加算額

区分		単位	加算額	
オートキャン プ場	電気	テントサイト（宿泊を伴わない使用） 1区画 1回につき	1,130円	
		テントサイト（宿泊を伴う使用） 1区画 1泊につき	1,130円	
屋内多目的施設	電気	全灯使用	1時間につき 1,620円	
		1 / 2灯使用	1時間につき 800円	
		持込機器電源	実費相当額	
総合体 育館	アリー ナ	電気	全灯使用	1時間につき 4,060円
		フロア及び観覧席全灯使用	1時間につき 3,480円	
		フロア全灯使用	1時間につき 2,210円	
		フロア1 / 2灯使用	1時間につき 1,110円	
		フロア1 / 3灯使用	1時間につき 730円	
		フロア1 / 4灯以下使用	1時間につき 550円	
		舞台照明装置	1時間につき 1,790円	
		持込機器電源	実費相当額	
	暖房	全館	1時間につき 12,980円	
		フロア及び観覧席	1時間につき 11,540円	
		フロア	1時間につき 11,230円	
	冷房	全館	1時間につき 11,950円	
		フロア	1時間につき 11,020円	
	サブア リーナ	電気	全灯使用	1時間につき 760円
フロア全灯使用			1時間につき 720円	

		フロア1 / 2灯使用	1時間につき	360円		
		フロア1 / 3灯使用	1時間につき	240円		
		フロア1 / 4灯以下使用	1時間につき	180円		
		持込機器電源	実費相当額			
	柔道場	暖房	フロア	1時間につき	1,810円	
		冷房	フロア	1時間につき	1,770円	
	柔道場	電気	フロア	1時間につき	520円	
			フロア1 / 2灯使用	1時間につき	290円	
			持込機器電源	実費相当額		
	剣道場	暖房	フロア	1時間につき	780円	
			電気	フロア	1時間につき	470円
			フロア1 / 2灯使用	1時間につき	260円	
持込機器電源		実費相当額				
屋内多目的コート	電気	全灯使用	1時間につき	3,440円		
		3 / 4灯使用	1時間につき	2,580円		
		1 / 2灯使用	1時間につき	1,720円		
		1 / 4灯使用	1時間につき	860円		
		持込機器電源	実費相当額			
中山公園の野球場	電気	室内練習場	1室を全灯使用	1時間につき	3,500円	
			1 / 2灯を超え3 / 4灯以下使用	1時間につき	2,620円	
			1 / 2灯以下使用	1時間につき	1,750円	
			上記以外の場合	1人 1回につき	110円	
	会議室	1室 1時間につき	190円			
	ラジオ放送用、テレビジョン放送用電源装置	実費相当額				
	暖房	合宿所	1人 1泊につき	360円		
会議室		1室 1時間につき	190円			
体育館	電気	アリーナ	全灯使用	1時間につき	230円	
			1 / 2灯使用	1時間につき	110円	
			持込機器電源	実費相当額		
	軽運動室	持込機器電源	実費相当額			
屋根付広場	電気	全灯使用	1時間につき	210円		
		持込機器電源	実費相当額			

備考

- この表において「土曜日等」とは、土曜日及び日曜日並びに休日をいい、「平日」とは、それ以外の日をいう。
- この表により使用料を算出する場合は、使用する時間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げるものとする。

別記

様式第1号

様式第 2 号

様式第 3 号

様式第 4 号

様式第 5 号

様式第 6 号

様式第 7 号

様式第 8 号

様式第 9 号

様式第 10 号

様式第 11 号

様式第 12 号

様式第 13 号

様式第 14 号